

山梨県マンション管理計画認定要綱

令和4年3月29日

建住 第5799号

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行に関し、法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号。以下「令」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令110号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、山梨県内（市の区域を除く。）におけるマンション管理計画認定の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、令及び規則の定めるところによる。

(認定申請前の確認)

第3条 法第5条の3第1項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、原則として、認定の申請（以下「認定申請」という。）の前に、山梨県手数料条例（平成12年山梨県条例第3号）別表2の173の2の項イに規定する適合証の発行を受けるものとする。

(認定申請)

第4条 認定申請者は、規則別記様式第1号による認定申請書の正本及び副本に、それぞれ規則第1条の2第1項各号に掲げる書類及び前条の適合証の発行を受けた場合には適合証を添えて、知事に提出するものとする。

(認定更新申請)

第5条 第3条の規定は、法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請（以下「認定更新申請」という。）について準用する。

2 認定更新申請者は、規則別記様式第1号の3による認定更新申請書の正本及び副本に、それぞれ規則第1条の2第1項各号に掲げる書類及び第3条の適合証の発行を受けた場合には適合証を添えて、知事に提出するものとする。

る。

(変更認定申請)

第6条 法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする者は、規則別記様式第1号の5による変更認定申請書の正本及び副本に、それぞれ規則第1条の2第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの及び規則別記様式第1号の2による認定通知書（以下「認定通知書」という。）又は規則別記様式第1号の4による認定更新通知書（以下「認定更新通知書」という。）の写しを添えて、知事に提出するものとする。

(取下届)

第7条 認定申請、認定更新申請又は変更認定申請を行った者（以下「認定申請者等」という。）は、その申請を取り下げるときは、様式第1号による取下届の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第8条 知事は、認定申請、認定更新申請又は変更認定申請に係る管理計画が、認定基準に適合しないと認めるときは、様式第2号による認定しない旨の通知書により、その旨を認定申請者等に通知するものとする。

(取りやめ届)

第9条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、様式第3号による取りやめ届の正本及び副本に、それぞれ認定通知書又は認定更新通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 知事は、法第5条の10第1項の規定により管理計画の認定を取り消したときは、様式第4号による認定取消通知書により、その旨を当該認定管理者等であったものに通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。